（金融商品取引所等に関する内閣府令の一部改正）

第四条　金融商品取引所等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第百十条の見出し中「定款変更等」を「金融商品取引所の定款等の変更」に改め、同条第一項中「、受託契約準則その他の規則」を「又は受託契約準則」に改め、同項第一号中「変更の」の下に「内容及び」を加え、同項第三号イ中「に掲げるもの」を削り、「定めるもの」を「掲げるもの」に改め、「又は廃止」を削り、同条第二項中「前項の規定による定款、業務規程、受託契約準則その他の規則の作成、変更又は廃止」を「法第百四十九条第一項」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　当該申請に係る変更が法第八十二条第一項第一号に掲げる基準に適合するものであること。

第百十条第二項第三号を削り、同項第四号中「、受託契約準則その他の規則の作成、変更又は廃止」を「又は受託契約準則の変更」に改め、同号を同項第三号とする。

第百十一条を次のように改める。

（金融商品取引所の所在の場所等の変更等の届出）

第百十一条　法第百四十九条第二項の規定により法第八十一条第一項第二号に掲げる事項の変更について届出をしようとする金融商品取引所は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書に、当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一　変更年月日

二　変更の理由

三　所在の場所を変更した事務所又は本店、支店その他の営業所の名称

四　変更後の所在の場所

2　法第百四十九条第二項の規定により法第八十一条第一項第三号に掲げる事項の変更について届出をしようとする金融商品取引所は、別紙様式第二号により作成した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一　新たに役員に就任した者があった場合　当該役員の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限り、役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面並びに役員が法第八十二条第二項第三号イからヘまで及び会社法第三百三十一条第一項第三号又は第三百三十三条第三項各号のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書類

二　新たに会員等となった者があった場合　当該会員等の商号、名称又は氏名及び本店、主たる事務所の所在の場所又は住所を記載した書類

3　法第百四十九条第二項の規定により規則（定款、業務規程、受託契約準則及び法第百五十六条の十九第一項の承認を受けて行う金融商品債務引受業に係る業務方法書を除く。以下この項において同じ。）の作成、変更又は廃止について届出をしようとする金融商品取引所は、その旨を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一　規則を作成した場合　当該規則及び作成の理由を記載した書類

二　規則を変更した場合　当該規則の変更の内容及び理由を記載した書類

三　規則を廃止した場合　当該規則の廃止の理由を記載した書類

4　法第百四十九条第二項の規定により法第八十七条の二第一項ただし書の認可を受けて行う業務の全部の廃止について届出をしようとする金融商品取引所は、その旨を記載した届出書に、当該廃止の理由を記載した書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

第百十一条の次に次の三条を加える。

（委託契約等の変更の届出）

第百十一条の二　法第百五十三条の三の規定により法第八十五条の二第一項第三号に掲げる事項又は受託自主規制法人との間の委託契約の内容の変更について届出をしようとする金融商品取引所は、その旨を記載した届出書に、当該変更の内容及び理由を記載した書類並びに第八条第二項各号に掲げる書類（当該変更に係るものに限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

（自主規制法人の定款等の変更の認可申請）

第百十一条の三　法第百五十三条の四において準用する法第百四十九条第一項の規定により定款又は業務規程の変更について認可を受けようとする自主規制法人は、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　変更の内容及び理由を記載した書面

二　定款を変更する場合にあっては、その決議を行った総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

2　金融庁長官は、法第百五十三条の四において準用する法第百四十九条第一項の認可の申請があった場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一　当該申請に係る変更が法第百二条の十六第一項第一号に掲げる基準に適合するものであること。

二　自主規制法人において認可の申請に係る定款又は業務規程の変更について必要な手続を経ていること。

（自主規制法人の所在の場所等の変更等の届出）

第百十一条の四　法第百五十三条の四において準用する法第百四十九条第二項の規定により法第百二条の十五第一項第二号に掲げる事項の変更について届出をしようとする自主規制法人は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書に、当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一　変更年月日

二　変更の理由

三　所在の場所を変更した事務所の名称

四　変更後の所在の場所

2　法第百五十三条の四において準用する法第百四十九条第二項の規定により法第百二条の十五第一項第三号に掲げる事項の変更について届出をしようとする自主規制法人は、別紙様式第二号に準じて作成した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一　新たに役員に就任した者があった場合　当該役員の履歴書及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面並びに役員が法第百二条の十六第二項において準用する法第八十二条第二項第三号イからヘまで及び会社法第三百三十一条第一項第三号又は第三百三十三条第三項各号のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書類

二　新たに会員となった者があった場合　当該会員の商号又は名称を記載した書類

3　法第百五十三条の四において準用する法第百四十九条第二項の規定により規則（定款及び業務規程を除く。以下この項において同じ。）の作成、変更又は廃止について届出をしようとする自主規制法人は、その旨を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一　規則を作成した場合　当該規則及び作成の理由を記載した書類

二　規則を変更した場合　当該規則の変更の内容及び理由を記載した書類

三　規則を廃止した場合　当該規則の廃止の理由を記載した書類

第百二十一条第一項中「第八十七条の三第一項ただし書若しくは第三項」を「第八十七条の三第一項ただし書若しくは第四項」に改め、「、第百六条の十四第四項ただし書」を削り、「第百四十九条第一項」の下に「（法第百五十三条の四において準用する場合を含む。）」を加える。